

〇〇労働組合同規約

第1章 総則

第1条（名称）

この組合は〇〇労働組合という。

第2条（所在地）

この組合の主たる事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く

第3条（目的）

この組合は組合員の労働条件の維持改善および経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。

第4条（事業）

この組合は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 団体交渉を通じた労働条件の維持改善
- (2) 労働協約の締結、改定
- (3) 組合員の教養、文化の向上
- (4) 組合員並びにその家族の福利厚生共済
- (5) 同一目的を有する他団体との協力
- (6) その他この組合の目的達成に必要な事項

第2章 組合員

第5条（組合員の範囲）

この組合の組合員は原則として〇〇会社の従業員とする。ただし、会社の利益を代表すると認められる地位にある者などは除く。

第6条（資格の平等）

何人も、いかなる場合にも、人権、宗教、性別、門地または身分により、組合員たる資格を奪われ、または差別的取扱いを受けることはない。

第7条（権利）

組合員は平等に次の権利を有する。

- (1) 組合員はすべての活動に参加し、また組合の利益を受けること。
- (2) 組合のすべての問題に自由に意見を述べ、かつ、議決に参加すること。
- (3) 役員に選挙され、これに就任することおよび役員を選挙すること。
- (4) 規約に定める手続きを経ずに除名、権利停止等の処分を受けないこと。
- (5) 会計の帳簿および組合の書類を閲覧すること。
- (6) 役員および機関を弾劾すること。

第8条（義務）

組合員は平等に次の義務を負う。

- (1) 規約を遵守し、機関の決定統制に従うこと。
- (2) 所定の組合費等を納入すること。

第9条（加入）

この組合に加入するときは、所定の加入申込書に必要事項を記入のうえ執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

第10条（脱退）

この組合を脱退するときは、所定の脱退届に必要な事項を記載のうえ執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

第11条（資格の喪失）

組合員は次の各項に該当した場合に、組合員たる資格を喪失する。ただし、解雇について紛争を生じた場合は、これが解決するまでその資格を失わないものとする。

- (1) 会社と雇用関係が消滅したとき（退職）
- (2) 第5条に規定する非組合員の地位に該当したとき
- (3) 組合を除名されたとき
- (4) 脱退が認められたとき

(5) 死亡したとき

第3章 組織

第1節 役員

第12条（種類）

この組合に次の役員を置く。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 会計監査 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記長 1名
- (5) 執行委員 若干名

第13条（役員の特権義務）

役員の特権は次のとおりとする。

- (1) 執行委員長はこの組合を代表し業務を統括する。
- (2) 会計監査はこの労働組合の財政、財産に関わる業務を監査する。
- (3) 会計はこの労働組合の財政、財産の処理および管理にあたる。
- (4) 書記長は執行委員長を補佐し、日常業務を処理する。
- (5) 執行委員は組合員を指導し、日常業務を執行する。

第14条（役員の特選）

組合役員は組合員の直接無記名投票によって特選する。

第15条（役員の特任）

役員の特任は定期大会から、次期定期大会までとし、再選を妨げない。2 役員に欠員を生じたときは補充することができる。補充役員の特任は、前任者の残任期間とする。

第2節 機関

第16条（種類）

組合に次の機関を置く。

- (1) 大会
- (2) 執行委員会

第17条（大会）

大会は組合の最高決議機関であって全組合員をもって構成する。

- 2 大会は定期大会と臨時大会とする。
- 3 定期大会は毎年1回開催し、執行委員長が召集する。
- 4 臨時大会は、全組合員の3分の1以上の要求があったときおよび執行委員会が必要と認めるときに 執行委員長が召集する。

第18条（大会付議事項）

大会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 活動方針および年度計画
- (2) 予算案および決算報告
- (3) 役員の特任および特任
- (4) 組合の統合および解散
- (5) 組合員の懲戒
- (6) 規約および諸規定の制定、改廃
- (7) ストライキ権の確立
- (8) その他組合の目的達成のための必要な事項

第19条（定数）

大会は組合員の過半数の出席により成立する。

第20条（議決）

大会付議事項の議決については出席組合員の過半数の賛成を要し、可否同数のときは議長が決める。ただし、第18条(3)、(6)、(7)の場合は、組合員の直接無記名投票を行い、(3)については有効投票数の、(6)、(7)については全組合員の過半数をもって決定する。

第21条(議長の選出)

大会の議長は、組合員の中から立候補又は推薦により選出する。

第22条(執行委員会)

執行委員会は、組合の執行機関で会計監査を除く役員全員をもって構成し、執行業務について協議決定する。

第23条(緊急処理)

執行委員会は、緊急な事態が発生し、しかも大会を開催することが困難な場合は、大会の議を経ないでこれを処理することができる。ただし、次の大会においてその承認を得なければならない。

第4章 会計

第24条(経費)

この組合の経費は、組合費、寄附金およびその他の収入をもって充てる。

第25条(組合費)

この組合の組合費は月額〇円とする。また、大会の決議により臨時に組合費を徴収することができる。

第26条(会計年度)

会計年度は毎年〇月〇日にはじまり翌年の〇月〇日に終わる。

第27条(会計監査)

この組合のすべての会計は、会計年度ごとに書類を作成し、組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人の正確であるとの証明書を付して定期大会に報告し、承認を受けなければならない。

第5章 争議

第28条(同盟罷業)

同盟罷業(ストライキ)の開始は、全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成がなければ決定することはできない。

第6章 統制

第29条(制裁)

組合員が次の行為をしたときは、大会の決議により制裁を受ける。

- (1) 規約および決議に違反したとき
- (2) 組合の統制を乱した行為をしたとき
- (3) 組合の名誉を汚したとき
- (4) 正当な理由なく組合費を滞納したとき

2 懲戒の種類は次の三種とする。

- (1) 戒告
- (2) 権利停止
- (3) 除名

第30条(弁明)

前条の決議に際して、当該組合員はあらかじめ各種機関において弁明の機会を与えられなければならない。

第7章 規約の改廃

第31条(規約の改廃)

この規約の改廃は、全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成がなければできない。

第8章 附則

第32条(効力)

この規約は〇年〇月〇日より施行する。